

木島平村価格高騰特別対策支援給付金

のご案内

- 令和6年度住民税所得割非課税世帯に対し、**1世帯あたり2万円**を支給します。
- また、対象世帯のうち、18歳以下（平成18年4月2日以降生まれ）の子どもがいる世帯に対し、**子ども1人あたり2万円**を追加支給します。

給付金支給額

1世帯あたり2万円 + 子ども1人あたり2万円

支給対象となる世帯

次の2つの条件を満たす必要があります。

- ・ 令和6年12月13日時点で木島平村に住民登録があること
- ・ 世帯全員の令和6年度住民税所得割が非課税であること

ご注意ください!! 上の条件を満たしていても住民税が課税されている方の扶養親族のみからなる世帯は、支給対象となりません。

申請期限・支給開始日

申請種別	申請期限	支給開始日
支給のお知らせ	申請不要	令和7年7月25日(水) 以降、順次支給
確認書	令和7年8月29日(金)	審査が完了し次第 順次支給
申請書		

※「支給のお知らせ」「確認書」は、対象世帯であることが確認できている世帯の世帯主あてに送付します。

※令和6年1月2日以降木島平村に転入された方がいる世帯、税の申告を行っていない方を含む世帯や、税申告の修正手続きにより非課税となった世帯に該当する場合は、村公式ウェブサイトまたは役場で「申請書」を入手のうえ、申請期限までに申請してください。

※対象世帯のうち、令和6年12月14日から令和7年8月29日までにお子さんが生まれた場合は、別途手続きが必要となります。
対象であると確認できた世帯については、村から新生児に関する「支給のお知らせ」または「確認書」を送付します。

申請方法

世帯の状況により、申請方法が異なります。

	該当する主な非課税世帯	申請方法と関係書類
①	・令和5～6年度に他の非課税世帯給付金を世帯主名義の口座で村から受給した世帯	申請手続きは 不要 村から「支給のお知らせ」を発送しますのでご確認ください。
②	・令和5～6年度に非課税世帯給付金を世帯主名義の口座以外で村から受給した世帯など	申請手続きが 必要 村から「確認書」を発送しますので必要事項を記入し、返信用封筒で返送してください。
③	・令和6年1月2日から12月13日までに村外から転入した方がいる世帯	申請手続きが 必要 「申請書」に必要事項を記入し、その他必要書類を添付して役場に提出してください。

①「支給のお知らせ」（水色の通知）が届く世帯

～記載された世帯主名義の口座に給付金を振込みます～

令和5～6年度に非課税世帯給付金を世帯主口座で受給した世帯に送付します。

申請手続きは不要ですが、次の場合は申出が必要です。

- ・振込口座を変更する場合
- ・給付金の受取を辞退する場合
- ・住民税が課税されている者の扶養親族のみからなる世帯の場合

②確認書（ピンク色の通知）が届く世帯

～令和6年度非課税世帯で給付対象となりうる世帯に送付～

中身を確認し、必要事項を記入のうえ、返信用封筒で**返信してください**。

③申請が必要な世帯

～世帯に令和6年1月2日以降に転入した方がいる場合～

申請書に必要事項を記入して添付書類と一緒に民生課健康福祉係に直接または郵送で提出ください。
申請書類は村公式ウェブサイトに掲載しているほか民生課健康福祉係にもあります。



住民税非課税世帯等に対する給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、木島平村役場や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



お問い合わせ先 木島平村 民生課 健康福祉係 0269-82-3111 (内線124)